

## 概要

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

## 種類

**住民等のための「自家用有償旅客運送」**  
(市町村運営有償運送(交通空白)、公共交通空白地有償運送)

実施団体数：  
市町村運営有償運送(452団体)  
公共交通空白地有償運送(124団体)  
(平成31年3月31日時点)

【501市町村において実施】



**身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」**  
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

実施団体数：  
市町村運営有償運送(109団体)  
福祉有償運送(2482団体)  
(平成31年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。  
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

## 登録等

### 登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者(※)により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの共通認識  
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者を選任等)

### 有効期間

2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)

### 指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

# 【参考】自家用有償旅客運送制度の見直し

## 種別の見直し

- ◆種別を「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」に統一（省令及び通達）  
実施主体によらず、運行形態で2種に統一し、NPO等が主体でも委託を認めるなど同一規制にする。

## 導入に係る手続面を容易にする措置

- ◆更新手続書類の簡素化（通達）  
運転者要件、車両権原等の書類について、変更がないものについて簡素化。

## 「事業者協力型自家用有償旅客運送」実施の円滑化の措置

- ◆事業者協力型の委託要件の明確化（省令）  
事業者協力型の要件となる運行管理及び車両整備等における業務内容について明確化。
- ◆新規・更新手続書類の簡素化（通達）  
運転者要件、保険の書類について、事業者の確認により担保可能なものを簡素化。
- ◆事業者の運行責任範囲の明確化（ガイドライン）  
運行責任は運送主体にあること、委託契約内容等に運行管理及び車両整備の方法を明記すること、事業者が契約内容に違反した場合は契約不履行の責任を負うことを明確化。